

参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、カドミウム等 26 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。

2. 水質汚濁防止法に基づく規制等

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む排水の地下への浸透を禁止。（水質汚濁防止法第 12 条の 3）

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。

（水質汚濁防止法第 15 条、16 条、17 条）

(3) 浄化措置命令

地下水汚染により健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は地下水汚染原因者に対して浄化措置をとることを命令。（水質汚濁防止法第 14 条の 3）

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針

平成 11 年 1 月に調査から対策までの手法等を示した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル

平成 13 年 7 月に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水等の汚染が常時監視等により判明した場合において、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を推進する際の調査内容、留意点等をまとめた「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」を策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針

平成 13 年 7 月に、都道府県等が施肥に係る対策を推進するため「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壌管理指針」を農林水産省とともに策定。

4. 浄化対策の推進

(1) 汚染された地下水の浄化対策を推進するため、簡易で経済的な浄化技術の開発普及等を推進。

(2) 窒素負荷低減対策や効果的な浄化技術の開発普及等を進めるため、硝酸性窒素総合対策推進事業を推進。

モデル地域における窒素負荷低減対策の推進

硝酸性窒素による地下水汚染が顕在化している地域において、関係機関等からなる連絡調整会議で窒素負荷低減総合対策計画を策定し、地下水の水質改善に向けた取組を推進。

地下水浄化技術の開発普及

広範囲の汚染の浄化を図るため簡易で経済的な浄化方法を確立し、その普及を図るため、実証試験を実施。

硝酸性窒素総合対策事例集の策定

上記及びの結果を踏まえ、平成 15 年度において、硝酸性窒素の実効ある対策を推進するための具体的手法を示した技術的手引書としての事例集を策定。